

日本疼痛学会の利益相反に関する規定

日本疼痛学会 利益相反委員会
2013年7月12日 制定
2014年6月20日 一部改正

序文

日本疼痛学会(以下、本学会)は、会員に対する教育活動、会員による研究発表、関連学会との連携、市民への啓発活動などを通して、痛みの医療の向上を図り、医療分野で社会に貢献することを目的とする。

本学会の学術集会、及び学会誌で発表される研究には新しい医薬品・医療機器・技術を用いた研究が多いが、企業との共同研究も少なくない。産学連携による研究成果は、臨床現場に還元されることによって痛みの医療の発展に寄与するものである。また昨今、産学連携による研究・開発の必要性和重要性は高まっており、産学連携活動を推進しなければならない状況である。その一方で、利益を求めなければならない企業との関係から研究成果が歪められるおそれもあるため、そのようなことが起こらないように適正に管理しなければならない。本規定は、意欲ある研究者が安心して研究に取り組めるよう環境を整備するために策定するものである。

産学共同研究では、研究成果を社会に還元することによって公的利益がもたらされるが、産学連携に伴って金銭・地位・利権などの私的利益も発生する。公的利益と私的利益が対立する状態を利益相反というが、これら二つの利益が研究者個人の中で対立する状態を個人としての利益相反と呼ぶ。利益相反によって適正な判断が損なわれると、研究方法、データ解析、結果解釈などが歪められるおそれも生じる。利益相反は産学連携活動の中で必然的・不可避免的に発生するものであるが、産学共同研究の公正性と信頼性を確保するためには利益相反を適正に管理しなければならない。本学会は「医学研究のCOIマネジメントに関するガイドライン」(平成23年2月日本医学会臨床部会利益相反委員会)に基づき、

産学連携に伴って生じる利益相反を適正に管理することによって、産学共同研究の公正性と信頼性を確保するものである。

目的

本学会の学術集会での発表、及び学会誌への投稿論文のうち産学連携によって実施した研究、及び本学会が組織として行い、外部に発信する事業に内在する利益相反を適正に管理する。産学連携に伴って生じる利益相反を適正に管理することによって、産学共同研究の公正性と信頼性を確保する。利益相反の管理においては、研究者と企業等の間に生じた経済的な利益関係について透明性を確保することを基本とする。

本規定における用語の定義

1. 利益相反

広義の利益相反は、「狭義の利益相反」と「責務相反(注1.)」の双方を含む。「狭義の利益相反」は、「個人としての利益相反」と「組織としての利益相反」の双方を含む。本規定は、基本的に「個人としての利益相反」を取り扱う。

2. 個人としての利益相反

産学共同研究では研究成果を社会に還元することによって公的利益がもたらされるが、産学連携に伴って金銭・地位・利権などの私的利益も発生する。公的利益と私的利益が対立する状態を利益相反というが、これら二つの利益が研究者個人の中で対立する状態を個人としての利益相反と呼ぶ。具体的には、外部からの経済的な利益関係等によって、公正かつ適正であるべき判断が損なわれた状態、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態をいう。公正かつ適正な判断が損なわれた状態としては、データの改ざん、特定企業に有

利な結果解釈などが考えられる。

3. 経済的な利益関係

経済的な利益関係とは、研究者が、自分が所属する機関以外の機関との間で給与等を受け取るなどの関係を持つことをいう。但し、公的機関から支給される謝金等は経済的な利益関係には含まれない。

4. 給与等

給与等とは、給与の他に、サービス対価（コンサルタント料、謝金等）、産学連携活動に係る受入れ（受託研究、技術研修、客員研究員・流動研究員の受入れ、研究助成金の受入れ、寄附講座に所属、依頼試験・分析、機器の提供等）、株式等（株式、株式買入れ選択権（ストックオプション）等）、及び知的所有権（特許、著作権及び当該権利からのロイヤリティ等）を含むが、それらに限らず何らかの金銭的価値を持つものも含まれる。

注1. 責務相反とは、兼業活動によって、本務における判断が損なわれた、又は本務を怠った状態をいうが、そのような状態にあると第三者から懸念が表明されかねない事態をもう。

本規定の対象者

本規定の対象者は、本学会の学術集会、及び学会誌で産学共同研究の成果を発表しようとする者、及び本学会が組織として行い外部に発信する事業に参加する者である。なお、研究者と生計を一にする配偶者、及び一親等の者も検討の対象である。

対象者の責務

本規定の対象となる研究者は、次項で示す経済的利益関係の報告など、本学会による利益相反の管理に協力する責任がある。また、研究者は当該研究の研究分担者に本規定を遵守するよう求めなければならない。多施設共同研究の場合、第一著者は自己申告書の他に各共同施設と産学連携活動の相手先（企業・団体等）との経済的な利益関係を文章で示す必要がある。

経済的な利益関係の報告

本規定の対象者は、本学会の学術集会、及び学会誌で自ら実施した産学共同研究の成果を発表しようとする前、及び学会が組織として行い、外部に発信する事業に参加しようとする前に、自らの経済的な利益関係のうち次に掲げるものについて「利益相反に関する自己申告書（以下、自己申告書）」を学会事務局に提出し、利益相反委員会の審査を受けなければならない。なお、研究者と生計を一にする配偶者、及び一親等の者の経済的な利益関係についても同様である。申告後、新たに経済的な利益関係が生じた場合には、その都度、当該利益関係について自己申告書を提出しなければならない。

1. 産学連携活動の相手先の株式（公開、非公開を問わない）、出資金、ストックオプション、受益権等の保有の有無及び保有状況
2. 産学連携活動の相手先（企業・団体等）からの収入の有無

なお、演題登録日・論文投稿日・研究申請日から遡って同一組織から1年間の収入が100万円を超える場合は、年間合計金額も記載する。但し、診療に対する報酬は除く。

3. 産学連携活動に係る受入れの有無

共同研究、受託研究、コンソーシアム、知的所有権の実施許諾・権利譲渡、技術研修、委員等の委嘱、客員研究員・流動研究員の受入れ、研究助成金・奨学寄附金の受入れ、寄附講座に所属、依頼試験・分析、機器の提供等である。受け入れ先は個人だけでなく講座（研究室）等の場合も含む。なお、演題登録日・論文投稿日・研究申請日から遡って同一組織から1年間の研究費の受入額が200万円を超える場合は、年間合計金額も記載する。

利益相反委員会の設置

本学会の学術集会での発表、及び学会誌への投稿論文のうち産学連携によって実施した研究、及び本

学会が組織として行い、外部に発信する事業に内在する利益相反を適正に管理するため、本学会に利益相反委員会を設置する。

利益相反委員会には、外部の意見を取り入れる必要があるため、外部委員を置く。外部委員として、利益相反の管理に精通している者、関連する法律等に詳しい者、産学連携活動に詳しい者等が考えられる。

利益相反委員会の業務

1. 申告者から提出された自己申告書を審査する。経済的な利益関係に懸念がある場合には、利益相反に関する状況についてヒアリングを行う。必要があれば、以下のような改善に向けた指導を行うものとする。
 - (1) 利益関係を生み出す関係の分離
 - (2) 経済的な利益の放棄
 - (3) 研究発表の放棄
2. 経済的な利益関係についての審査・ヒアリングの内容、及び検討した措置内容を理事会に答申する。指導・管理に従わない場合は、理事会に報告する。
3. 定期的に利益相反委員会の活動状況を理事会に報告する。

理事会の責務

理事会は、本学会における利益相反の管理規定を策定し、所属する会員に周知するよう努めなければならない。経済的な利益関係は、適切な開示基準に従って一般に開示しなければならない。利益相反に関係する問題が指摘された場合には、理事会が中心となってその説明責任を果たさなければならない。

関係書類の保存

申告者及び本学会は、利益相反に関係する書類を5年間保存するものとする。

個人情報・研究情報の保護

個人情報・研究情報を保護するため、利益相反委員等の関係者は、正当な理由なく利益相反委員会等で職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

役員等（理事，監事）及び利益相反委員に関する利益相反管理業務の委任

役員等（理事，監事），及び利益相反委員が、本学会が組織として実施する産学共同研究等の外部に発信する事業に参加する場合、当該研究の利益相反の管理に関係する職務に携わることはできない。

組織としての利益相反

利益相反委員会は、本学会の組織としての利益相反についても審議し、理事会に対して委員会としての意見を述べるものとする。

規定の改廃

本規定の改定および存廃は、理事会の議決を経て評議員会の承認を受け、総会にて報告されなければならない。

附則

1. 本規定は平成26年6月20日より運用する。

利益相反に関する自己申告ならびに開示方法について

1. 自己申告の対象者

「日本疼痛学会の利益相反に関する規定」にあるように、「本学会の学術集会及び学会誌で産学共同研究の成果を発表しようとする者、及び本学会が組織として行い外部に発信する事業に参加しようとする者」が対象です。すなわち、論文投稿・演題登録・研究申請にあたって、これらの内容が企業利益に関係し、企業から何らかの経済的利益を受けた場合には、自己申告書を学会事務局に提出する必要があります。それ以外は届け出の必要はありません。なお、研究者と生計を一にする配偶者、及び一親等の者も検討の対象となります。また、「本規定の対象者の責務」にあるように「研究者は、当該研究の研究分担者に本規定を遵守するよう求めなければならない」と示されています。このことは、共同研究者もすべて提出義務があることを意味します。

2. 利益相反関係の開示対象と開示方法

自己申告書に記載された内容のうち、申告者名と企業名は開示対象となり、学会誌・大会抄録集・学会ホームページ等に学会事務局が学術集会責任者が申告者名と企業名を開示します。また、「日本疼痛学会の利益相反に関する規定」の「経済的利益関係の報告」に示された金額以上の報酬、利益、研究費の受け入れ等がある場合には、その金額も開示対象となります。

3. 各対象者の利益相反マネジメント

(1) 学会誌への論文投稿の場合

- i 開示対象は、会員・非会員を問わず、本学会誌の投稿論文の著者全員とする。
- ii 投稿時、共同著者全員の利益相反の有無を表明する。掲載時の開示は論文の冒頭ページとする。有の場合は企業名も開示するが、金額は記載しない。
- iii 自己申告書は、利益相反がある場合のみ事務局へ提出する。また、金額が規定に定める基準以上であるか疑念があった場合は申告者へ説明を求めることがある。
- iv 自己申告書で、基準以上の利益相反関係があった場合、投稿論文を受理するか否かの判断は、

編集委員長が行なう。判断が難しい場合は利益相反委員会が対応する。

(2) 学術集会での演題発表の場合

- i 開示対象は、本学会が主催するすべての学術集会であり、セミナー、市民公開講座等を含む。
- ii 演題登録時に、共同演者全員の利益相反の有無を表明する。演題発表時には、すべての発表者がスライドやポスターに利益相反の有無を明記する。口頭発表者はスライドの2枚目に、ポスター発表者は最後の部分に利益相反の有無を示す。もし利益相反がある場合には企業名を表示する。
- iii 自己申告書は、利益相反がある場合のみ事務局へ提出する。また、金額が規定に定める基準以上であるか疑念があった場合は申告者へ説明を求めることがある。
- iv 自己申告書で、基準以上の利益相反関係があった場合、演題を受理するか否かの判断は、学術集会責任者が行なう。判断が難しい場合は利益相反委員会が対応する。

4. 自己申告書の提出方法

- (1) 申告者は自己申告書 (PDF 版) に必要事項を PC で入力して印刷した後、署名捺印してください。入力した内容は保存できません。
 - (2) 印刷した申告書 (署名捺印入り) を、以下に示すいずれかの方法で学会事務局に送ってください。
 - 1) スキャナーで取り込んだ画像を PDF にして電子メールで送る
 - 2) 郵送する
 - 3) FAX で送る
- 自己申告書は本学会ホームページよりダウンロードしてください。
 - 提出先
日本疼痛学会 事務局
〒663-8501 兵庫県西宮市武庫川町 1-1
兵庫医科大学 解剖学講座神経科学部門内
TEL: 0798-45-6416
FAX: 0798-45-6417
E-mail: jasp-office@umin.ac.jp

日本疼痛学会誌 投稿規定

1. 本誌は、日本疼痛学会の機関誌として、会員相互の知的情報の交流の場を提供し、疼痛研究の発展に寄与することを目的とします。
2. 原著、症例報告など、疼痛に関連した originality に富んだ論文を歓迎します。なお他誌に掲載されたもの、または投稿中のものは御遠慮ください。
3. 日本疼痛学会 (International Association for the Study of Pain, IASP の Japanese chapter を兼ねる) ならびに学会事務局よりの連絡事項が掲載され、会報誌としての役目も果たします。
4. 本誌への投稿は原則として日本疼痛学会の会員に限る(少なくとも senior author と corresponding author)。ただし、編集委員会が特に依頼したものはこの限りではない。
5. 投稿論文の採否は編集委員会で決定致します。このため、本文のほか必ずコピー2部を添えて論文を提出してください。ただし、写真は各々3組を用意してください。審査の結果、不採用の論文は速やかに返送致します。場合により原稿の一部改正を求めるか、または編集委員の責任において訂正することがあります。
6. 論文の長さは下記の通りとし、原稿枚数は文献を含んだ計算とします。

《原著》《総説》
本文・文献 400 字詰原稿用紙 20 枚以内
写真・図・表 8 個以内

《症例報告》
本文・文献 400 字詰原稿用紙 15 枚以内
写真・図・表 6 個以内

《短報》
本文・文献 400 字詰原稿用紙 5 枚以内
写真・図・表 2 個以内

写真・図・表が増加した場合は、通常原稿枚数を減じて調整してください。できあがり寸法 9 × 7.5 cm が原稿用紙 1 枚に相当します。
7. 論文の掲載料は上記所定の枚数以内であれば無料です。原著か症例報告かの判断および超過論文の採否は編集委員会に一任してください。超過料金に関しては著者の実費負担とします。
8. 原稿は 400 字詰原稿用紙に左横書、専門用語以外は常用漢字、現代かなづかい (平がな) を用い、楷書体で平易明瞭に、句読点は正確にお書きください。
9. 文献、人名、薬品名、地名は原語を用い、ドイツ語および固有名詞以外は小文字とします。外国語はタイプライターを使用するか、活字体でお書きください。ただし、日本語化しているものはカタカナとします。
10. 数字は算用数字を用い、度量衡単位は CGS 単位で、m, cm, mm, cm², l, dl, ml, kg, g, mg, hr, min, sec, msec などとしてください。
11. 表題、著者名、所属は和英併記、筆頭著者の住所 (連絡先) および別刷請求先を明記してください。
12. 英文抄録 (Abstract) を必ず添えてください。ダブルスペースでタイプし、長さは、原著で 500 語 (余白も含め 2,500 文字)、症例・短報で 300 語 (同じく 1,500 文字) 以内とします。5 個以内の索引用「見出し語」(Key words) を Index Medicus または Pain (IASP 機関誌) に則して英 (または羅) 語で指定してください。また、英文の running head (60 字以内) を添えてください。
13. 図・表の説明はすべて英文表記とし、ダブルスペースでタイプしてください。図説明は別紙にまとめてください。図・表は、1 枚ずつ別の原稿用紙に貼付し、この挿入箇所は、本文原稿用紙の欄外に Fig. 1, Table 1 などと朱書してください。組み写真はできるだけサイズの統一をはかり、Fig. 1A, B……などと区別をつけること。図・写真は鮮明であること。図は墨入れした原図とそのコピー 2 組、もしくは写真印画各々 3 組を提出してください。図の墨入れが必要な場合は、別途料金を申し受けることがあります。

写真の大きさは、できればキャビネ大にしてください。著者による縮寸・トリミングなどのサイズ指定は自由ですが、決定は編集委員会に一任ください。光顕写真には染色方法と倍率を

付記し、電顕写真にはバーを入れてください。写真に文字や矢印を記入する場合は、トレーシングペーパーをかけた上に明記してください。なお、被写体の人格権は尊重してください。

例外として、カラー写真での掲載を希望される場合は、必要最小限の枚数とし、また費用は著者の実費負担とします。なお、組み写真において4枚以上となる場合には原則として偶数枚数となるよう御協力ください。

他誌、単行本の図・表などを、そのままもしくは修正を加えて引用するときは、原則として著作権規定に照らした引用許可が必要です。また、出典もしくは許可のある旨を、図表説明に英文で明記してください。出版者および著者から得た許可証は原稿に添えて提出してください。なお著作権規定、または引用許可に関する詳細は、編集委員会にお問い合わせください。

14. 文献の記載は次の形式を守ってください。

イ) 本文ならびに図表に引用されたもののみをあげてください。記載順序は著者名のアルファベット順とし、同一著者の場合は発表順とします。本文中の引用箇所には肩番号を付して照合してください。

ロ) 雑誌の場合：著者氏名(全員)、題名、誌名、巻、発行年(西暦)、頁(初めと終わりの頁)。本邦のものは医学中央雑誌の収録雑誌略名表により、外国のものはIndex Medicusによる略名をお使いください。

書籍の場合：著者氏名(全員)、書名、発行所、発行地、発行年、総頁数、あるいは著者氏名(全員)、題名、編集者名(全員)、書名、発行所、発行地、発行年、頁(初めと終わりの頁)。

[例]

- 1) Adams, C.W.M., Neurohistochemistry, Elsevier, Amsterdam, 1965, 67pp.
- 2) Chin, J., Killam, E.V., Killam, E.F., Factors affecting sensory input in the cat: modification of

evoked auditory potentials by reticular formation, Electroenceph. Clin. Neurophysiol., 18 (1956) 567-574.

- 3) Linderoth, B., Meyerson, B.A., Spinal cord stimulation: Mechanisms of action, In: K. Burchiel (Ed.), Surgical Management of Pain, Thieme, New York·Stuttgart, 2002, pp505-526.
15. 読者の掲載論文に対する意見、質疑に関する著者の回答欄を設けます。論旨を明確に1,600字以内にまとめ、編集委員会へお寄せください。
16. 著者校正は1回のみ行います。著者校正後も、英文抄録、図表説明などについては、その一部修正を編集委員会の責任において行うことがあります。

別刷は有料です。希望部数を、校正刷返送のときにお申込みください。なお、お申込みは50部単位とさせていただきます。

論文のPDFファイルは、別刷をお申込みいただいた場合に限り、無料で添付いたします。

17. 本誌に印刷された論文(図・表を含む)の著作権および出版権は、日本疼痛学会機関誌編集委員会に帰属し、そのままもしくは修正を加えた引用、転載には事前許諾が必要です。あらかじめ御承知ください。
18. 論文受理が決定後、最終原稿(プリントアウト)2通とその最終データを記録したメディアを送付してください。その際、メディアには論文タイトル、筆頭著者名を明記してください。

原稿送付先

原稿は下記宛、書留郵便にてお送りください。

お問い合わせ先も同じです。

順天堂大学医学部

麻酔科学・ペインクリニック講座

日本疼痛学会編集部

〒113-8431 東京都文京区本郷 3-1-3

Tel. 03-3813-3111 (代表)

Fax. 03-5800-5572 (直通)